(目的)

第1条 この要綱は、市内で新規指定を受けた相談支援事業所及び障害児相談支援事業所に対して、育成及び管理運営支援並びに事業所運営費助成を行うことで、本市で不足する相談支援事業所の開業を促進し、サービス等利用計画の策定を加速する環境を整備することをもって、障害福祉サービスの利用及び扶助費の適正化に資することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱でいう次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新規事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年11月7日法律第123号)第5条第18項に規定する特定相談支援事業を行うもので、久留米市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第28条に基づき新規に指定を受けようとする特定相談支援事業所及び児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行うもので、久留米市児童福祉法施行細則第29条の規定に基づき、新規に指定を受けようとする障害児相談支援事業所
  - (2) メンティ事業所 第6条の要件を満たし、第12条に基づき事業利用の決定を受けた新規事業所
  - (3) メンター事業所 第7条の要件を満たし、第9条に基づきメンター事業所として登録の決定を受けた事業所

### (事業内容)

- 第3条 育成及び管理運営支援業務は以下の各号に定める業務を、メンター事業所に委託 して行うものとする。
  - (1) 育成支援

メンティ事業所に対し、月1回以上の面談を実施し、障害サービス等利用計画の作成 及びモニタリングの実施に対し、相談及び助言を行う。

(2) 管理運営支援

担当するメンティ事業所と協定を締結し、協働により一体的に管理運営を行う体制を構築することで、機能強化型計画相談支援費の算定要件とされる以下のアからカまでの取組みを行うこと。なお、メンター事業所はこれを実施するにあたり、メンティ事業所を含めた人員配置に応じて機能強化型計画相談支援費の算定を行うことができる。ただし、既に機能強化型計画相談支援費 I を算定している場合は、第5条第1項別表に定める管理運営支援業務に対する委託料を上乗せして支払う。

- ア メンティ事業所とイからカの要件を満たしているかどうか月1回以上確認を実施すること。
- イ メンティ事業所の相談支援専門員を含めた全職員が参加するケース共有会議、事 例検討会を月2回以上共同開催すること。
- ウ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を週1回以上開催すること。
- エ メンティ事業所と24時間連絡体制を確保し、利用者等の相談に対応する体制を確保すること。
- オ メンティ事業所の相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施すること。
- カ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合はメンティ事業 所の相談支援専門員とともに対応し、ノウハウを共有すること。
- 2 事業所運営費補助は、メンティ事業所に対して、久留米市新規相談支援事業所運営費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づき、家賃に相当する額を交付することにより実施する。

### (委託期間及び補助金交付対象期間)

- 第4条 前条第1項に定める業務の委託期間は、担当するメンティ事業所ごとに通算で最 長12か月とし、年度ごとに必要な委託契約を行うものとする。
- 2 前条第2項に定める補助金の交付対象期間は、補助金交付要綱による。

### (委託料等)

- 第5条 第3条第1項に定める業務に対する委託料等については、別表のとおりとする。
- 2 第3条第2項に定める事業所運営費補助の額は補助金交付要綱による。

### (メンティ事業所の要件)

第6条 メンティ事業所は、本市が指定した相談支援事業所において、過去1年以内に相談 支援専門員として従事した経験のない相談支援専門員が従事する新規事業所であること を条件とする。

#### (メンター事業所の要件)

- 第7条 メンター事業所は、本市の指定を受けた相談支援事業所であり、メンティ事業所に 対して育成支援及び管理運営支援を行う能力を有するものとし、以下の各号のいずれか を満たす相談支援専門員を配置していることを条件とする。
  - (1) 厚生労働省が主催する相談支援従事者指導者養成研修を修了した者
  - (2) 知事又は指定研修事業者が実施する主任相談支援専門員研修を修了した者

- (3) 知事又は指定研修事業者が実施する研修において、講師を担った経験を有する者
- (4) 次のア、イのいずれかに該当するとして、ファシリテーターとして登録される者 ア 知事が実施する人材育成研修又は知事若しくは指定研修事業者が実施する主任相 談支援専門員研修を修了した者
  - イ 知事又は指定研修事業者が実施する研修において、ファシリテーターを担った経 験を有する者

### (メンター事業所登録の手続)

第8条 メンター事業所として登録を希望する事業所(以下「登録希望者」という。)は、本要綱及び関係法令等の各規定を理解した上で、メンター事業所登録申込書(様式第1号)、事業所概要書(様式第2号)、その他市長が特に必要と認める書類を久留米市に提出しなければならない。

#### (登録の決定)

- 第9条 市長は、前条により登録の申込があったときは、その内容を審査し、登録の適否を 決定するものとする。
- 2 前項の規定により登録の適否を決定した場合は、速やかに登録希望者に、メンター事業 所登録可否通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

#### (指導の依頼及び指導同意の決定)

- 第10条 本事業の活用を希望する新規事業所は、指導を希望するメンター事業所に対して指導依頼書(様式第4号)に新規事業所概要書(様式第5号)添えて提出するものとする。
- 2 指導依頼書を受領したメンター事業所は、速やかに面談を行い、新規事業所に対して、 指導同意可否通知書(様式第6号)を交付することによりその結果を通知しなければなら ない。

### (事業利用申請)

第11条 前条第2項の規定によりメンター事業所から指導同意の決定を受けた新規事業所(以下「申請者」という。)は、事業の利用を希望する前々月の16日(当該日が久留米市の休日を定める条例(平成元年久留米市条例第35号)第1条第1項に定める休日の場合はその翌日)までに、事業利用申請書(様式第7号)に指導同意可否通知書を添えて久留米市に利用申請を行わなければならない。

#### (事業利用の決定)

第12条 市長は、前条により申請があった場合は、その内容を審査し、事業利用の適否を

決定するものとする。

2 前項の規定により事業利用の適否を決定した場合は、速やかに申請者に、事業利用可否 通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

### (事業利用の条件)

- 第13条 市長は、メンティ事業所に対し、事業利用の決定にあたって、事業の目的を達成 するため、次の各号に掲げる条件を付すこととする。
  - (1) 事業を活用し、相談支援専門員の育成方法や事業所の管理運営方法を学ぶ中で、適切な記録を行い、マニュアル化を図ること。
  - (2) 事業終了後、原則5年以上相談支援事業所の運営を継続すること。
  - (3) 事業の利用期間である12か月間は、相談支援専門員一人あたりの一月の平均利用者数を15人以上とし、その半数以上は本市の支給決定利用者となるよう努めること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この実施要綱は、令和7年 月 日から施行する。

### 別表(第5条関係)

項目	委託料の額
育成支援業務	一月あたり6,600円
<b>然如</b> 怎带于極要效	一月あたり70,000円(ただし、既に機能強化型計画相談支
管理運営支援業務	援費 I を算定している事業所に限る)

久留米市長 あて

住所 商号又は名称 代表者職氏名

# メンター事業所登録申込書

下記事業のメンター事業所として、登録の申込みをします。

記

- 1 事業名
  - 久留米市障害福祉サービス等利用計画作成促進事業
- 2 業務主管課

久留米市健康福祉部障害者福祉課

- 3 添付書類
  - · 事業所概要書(様式第2号)

担当者職名	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
E-mai1	

## 事業所概要書

<相談	支援事業所概要>	・ 申込時点で記載	載すること。
1	名称		
2	所在地		
3	指定年月日	年 月	
4	連絡先		
5	従業員数	人(うち相談支援専門員数 人)	
6	実施事業	□特定相談支援事業 □一般相談支援事業 □障害児相談支援事業	
7	当該事業有資格者数	資格の種類  厚生労働省が主催する相談支援従事者指導者養成研修を修了した者  知事又は指定研修事業者が実施する主任相談支援専門員研修を修了した者  知事又は指定研修事業者が実施する研修において、講師を担った経験を有する者  ファシリテーターとして登録される者で、以下のいずれかに該当ア 知事が実施する人材育成研修又は知事若しくは指定研修事業者が実施する主任相談支援専門員研修を修了した者  イ 知事又は指定研修事業者が実施する研修において、ファシリテーターを担った経験を有する者	人数 人 人 人
8	当該事業 有資格者名		
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	□特定なし □知的障害者 □難病患者等	

□身体障害者 □精神障害者

 $\square \coprod$ 

 $\square$  IV

### <法人概要>

9

1 0

1 1

主たる対象者

相談支援機能

当該事業での

強化型体制

強み

 $\Box$  I

 $\square \operatorname{II}$ 

名称	
所在地	
代表者職氏名	
連絡先	

□なし

□障害児

様式第3号

令和 年 月 日

住所 商号又は名称 代表者職氏名

様

久留米市長 原口 新五

# メンター事業所登録可否通知書

令和 年 月 日付で申込みのあった久留米市障害福祉サービス等利用計画作成促進事業のメンター事業所登録について、久留米市障害福祉サービス等利用計画作成促進事業実施要綱に基づく審査の結果、次のとおり通知します。

- 1 決定
- 2 却下

(メンター事業所) あて

住所 商号又は名称 代表者職氏名

## 指導依頼書

下記事業におけるメンター事業者からの指導を希望しますので、マッチング面談の実施をお願いしま す。また、面談に際しまして、下記のとおり書類を提出します。ご査収ください。

なお、別途必要な書類がありましたら、ご教示いただきますよう、お願いします。

記

- 1 事業名
  - 久留米市障害福祉サービス等利用計画作成促進事業
- 2 添付書類
  - ·新規事業所概要書(様式第5号)

担当者職名	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
E-mai1	

# 新規事業所概要書

<指定予定相談支援事業所概要>

1	名称		
2	所在地		
3	指定予定 年月日		年 月
4	連絡先		
5	実施事業		談支援事業 □一般相談支援事業 相談支援事業
6	従業員数		人(うち相談支援専門員数 人)
7	管理者	氏名	
		氏名	
	相談支援専門員	経歴	
8 ※必要に 応じ行を 増やして ください	修了研修		
	< 12 d V	資格	
9	主たる 対象者	□特定な □身体障	
1 0	指定申請 に至った 経緯		
11	指定後の 展望		
<法人村	 既要>		
名称			
所在地			
代表者職氏名			
連絡先			

あて

住所 商号又は名称 代表者職氏名

# 指導同意可否通知書

令和 年 月 日付文書にて依頼がありました指導依頼の件について、次のとおり通知します。

- 1 決定
- 2 却下

担当者職名	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
E-mai1	

久留米市長 あて

住所 商号又は名称 代表者職氏名

# 事業利用申請書

下記事業のメンティ事業所として、利用申請をします。

記

1 事業名

久留米市障害福祉サービス等利用計画作成促進事業

2 業務主管課

久留米市健康福祉部障害者福祉課

- 3 添付書類
  - •「指導同意可否通知書」(様式第6号)

担当者職名	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
E-mai1	

様式第8号

令和 年 月 日

住所 商号又は名称 代表者職氏名

様

久留米市長 原口 新五

## 事業利用可否通知書

令和 年 月 日付で申請のあった久留米市障害福祉サービス等利用計画作成促進事業の利用 について、久留米市障害福祉サービス等利用計画作成促進事業実施要綱に基づく審査の結果、次のとお り通知します。

- 1 決定
- 2 却下

### (決定の場合)

事業利用にあたっては、以下の条件が付されます。

- (1) 事業を活用し、相談支援専門員の育成方法や事業所の管理運営手法を学ぶ中で、適切な記録を行い、マニュアル化を図ること。
- (2) 事業終了後、原則5年以上相談支援事業所の運営を継続すること。
- (3) 事業の利用期間である12か月間は、相談支援専門員一人あたりの一月の平均利用者数を15人以上とし、その半数以上は本市の支給決定利用者となるよう努めること。